

# 令和2年度宮崎県屋外広告物審議会

日 時 令和2年10月19日（月）  
午前10時0分～午前11時9分  
場 所 県庁防災庁舎5階防54号室

午前 10 時 0 分開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから宮崎県屋外広告物審議会を開会いたします。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室の黒木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、審議会委員 12 名中、9 名の御出席をいただいております。会議の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

まず、議事に先立ちまして、都市計画課美しい宮崎づくり推進室長から御挨拶申し上げます。

○美しい宮崎づくり推進室長 （挨拶 略）

○事務局 続きまして、本日御出席の委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

（委員紹介、配付資料確認 略）

続きまして、議事に入ります前に、「会長選出」について皆様にお諮りしたいと存じます。

今回は、当審議会委員の改選後、初めての審議会となりますので、新たに会長を選任していただく必要がございます。

会長につきましては、屋外広告物条例第 39 条第 1 項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。

どなたか御意見はございませんでしょうか。

○委員 熊野先生にお願いしてはどうかと思います。

○事務局 ただいま熊野委員に会長をお願いしてはどうかとの御意見がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○事務局 皆様から異議なしとの御発言がございましたので、熊野委員に会長をお願いしたいと存じますが、熊野委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 ありがとうございます。それでは、熊野委員、会長席のほうへお移りください。

これより議事に入らせていただきますが、条例第 40 条第 1 項の規定によりまして、会長である熊野委員に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○会長（挨拶 略）

本日の審議会では、議案が4件ございます。新たな道路の整備に伴う禁止地域の区間の変更のほか、乗合自動車広告の許可・同意実績の報告が予定されております。

委員の皆様方におかれましては、円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に、条例第39条第3項の規定によりまして、職務代理者を指名させていただきます。

（会長の職務代理者の指名、議事録署名者の指名 略）

それでは、議案の審議に入りたいと思いますが、新任の委員の方もいらっしゃいますので、まずは、事務局から屋外広告物制度の概要について説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、屋外広告物制度の概要について御説明いたします。

説明につきましては、前方スクリーンを使いながら行いますが、見えづらい場合は、お手元の資料1「屋外広告物制度について」を御覧ください。

まず、屋外広告物の定義について御説明します。

こちらは代表的な屋外広告物の例ですが、屋外広告物条例では、「常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの、並びにこれらに類するもの」を屋外広告物としています。広告という言葉から営利目的のものと考えられがちですが、これらの要件を満たすものは、非営利のものであっても屋外広告物として本条例の対象になります。

次に、屋外広告物の規制の目的ですが、屋外広告物は、目的地への誘導や、街の活気やにぎわいを演出するなど、有益なものも多くあります。しかしながら、無秩序に氾濫すると、交通安全上の支障を来したり自然景観を損なったりするなどの弊害もあります。このため、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的に、屋外広告物条例に基づいた規制を行っています。

「良好な景観の形成」とは、例えば、広告物の表示を通じて、統一感のある街並みや洗練された印象を与えることなどが該当します。また、「風致の維持」とは、自然美を維持することであり、例えば、周囲に調和した広告物の設置や、眺望を遮るような広告物を設置しないことなどが該当します。

次に、「公衆に対する危害」とは、看板の倒壊などによる直接的な危害だけでなく、広告物の設置により、見通しが悪くなったり、信号機や道路標識を妨害することなどによって生じる危害も含みます。

続きまして、宮崎県屋外広告物条例の概要について御説明いたします。

まず、条例の適用範囲についてです。

宮崎県屋外広告物条例は、宮崎市を除く区域に適用されます。

宮崎県屋外広告物条例では、次のようなものを禁止又は制限しています。

まず、「禁止広告物」です。色があせたり塗料が剥離したような汚いもの、倒壊等のおそれがあるものは表示できません。

次に、「禁止物件」です。原則として、広告物の表示ができない物件であり、ガードレールや信号機、郵便ポストなどがあります。

次に、「禁止地域等」です。これは、原則、広告物の表示ができない地域で、地域によって第1種から第3種の3つの区分に分かれています。

次に、「規制地域等」です。原則、広告物を表示するのに許可が必要な地域で、同じく第1種から第3種の3つの区分に分かれています。

以上のような禁止又は制限がありますが、許可不要で表示できる広告物もあります。これらは「適用除外」と呼ばれるものです。屋外広告物の範囲は広く、全てを規制対象とすることは現実的でないため、例えば、道路標識のような法令により表示する広告物、または一定面積以下の自家用広告物などは、許可不要で表示できることとしています。

なお、自家用広告物とは、例えば、お店などがその店舗の敷地内にその店舗の営業に関わる内容を表示する広告物などのことをいっております。

禁止地域や規制地域における規制内容の違いにつきまして、次の資料で御説明します。

こちらは地域別の主な規制内容を示したものです。御覧のとおり、地域の区分によって表示または設置できる広告物が異なっております。

まず、禁止地域では、原則として、広告物の表示はできません。ただし、一定面積以内の自家用広告物であるなどの場合には、許可不要で、または許可の上、表示することができます。

また、規制地域は、原則として、広告物を表示するのに許可が必要な地域ですが、禁止地域と大きく異なるのは、自家用広告物のほか、一般広告物の表示も可能です。

なお、表示できる広告物の詳細な基準につきましては、お手元のピンクのファイルに綴

っております、屋外広告物関係法令集と宮崎県屋外広告物の手引に記載しております。

簡単ではございますが、屋外広告物制度の概要についての説明は以上となります。

○**会長** ありがとうございます。事務局から説明がございましたが、御質問等ございませんでしょうか。

特に御質問ないようですので、議案第1号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案について御説明いたします。

説明につきましては、先ほどと同様、前方のスクリーンで行いますが、見えづらい場合は、お手元の資料2「屋外広告物審議会議案説明資料」を御覧ください。

それでは、第1号議案「都城志布志道路に係る禁止地域の区域の変更」について説明いたします。

宮崎県屋外広告物条例第8条第11号の規定に基づき、知事は、道路や鉄道及びこれらから展望することができる地域を、風致の維持及び景観の保全の必要から、禁止地域等として指定することができます。禁止地域として指定されますと、自家用広告物など一定の要件を満たす場合を除きまして、広告物の表示または設置が禁止されることとなります。

第1号議案では、都城志布志道路の乙房インターチェンジから横市インターチェンジまでの区間につきまして、現在、規制地域となっているものを禁止地域に指定するものです。

ここで、高速道路・自動車専用道路の周囲における規制の考え方について説明します。

高速道路及び自動車専用道路につきましては、屋外広告物条例による禁止区域等として指定する道路区域に係る基準に基づきまして、図面では真ん中の縦のラインが道路になりますが、道路及びその路端から500メートル以内の区域を第2種禁止地域とするものです。

なお、この範囲に、都市計画法に基づき用途制限している地域（用途地域）が存在する場合は、路端から200メートル以内の区域は第3種禁止地域となります。緑で着色している部分となります。

また、200メートルから500メートルまでの区域は、用途地域に応じた規制区分となります。左の茶色と赤の部分となります。

次に、都城志布志道路の位置です。

県の南西部に位置し、だいたい色の半円で示しております、都城市から鹿児島県志布志市に至る道路となります。

次に、現在の整備状況について説明いたします。

都城志布志道路は、高速道路を補完する目的で整備される地域高規格道路でありまして、延長が 44 キロあります。都城市と大型船の輸入拠点である志布志港を連結することで、地域の活性化を支援するものであります。

第 1 号で審議いただきますのは、地図の上のほうで白地の赤文字で旗揚げしております、令和 3 年度中に開通が予定されております乙房インターチェンジから横市インターチェンジまでの区間になります。

また、後ほどになりますが、第 2 号議案は、地図の下の方で同じく白地の赤文字で旗揚げしております、金御岳インターチェンジから鹿児島県境区間も同様の内容で御審議いただきます。

さらに、第 3 号議案では、こちらは文言の修正のみになりますが、1 号議案、2 号議案に挟まれている五十町インターチェンジから梅北インターチェンジの区間について御審議いただきます。

こちらが第 1 号議案の乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間の拡大図となります。

こちらは現行の規制状況を色分けしたものです。

図の中ほどで旗揚げしております横市インターチェンジから図の下の方で旗揚げしている五十町インターチェンジの間につきましては、これまで、平成 31 年や平成 24 年の開通に合わせて、薄い水色で表示しておりますが、その都度、第 2 種禁止地域に指定してきております。

なお、図の上の方にあります、令和 3 年度開通予定、乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間は、現在、第 1 種規制地域となっております。

こちらは今回御提案させていただきます規制の変更案についてです。

乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間につきましては、少し濃い水色の枠で囲っている部分になりますが、先ほど模式図で御説明したとおり、今回の道路の開通に合わせて、道路から 500 メーター以内の区域を第 2 種禁止地域として新しく指定するものであります。

こちらは現況の写真です。

こちらは起点の乙房インターチェンジ付近を撮影したのですが、今回の規制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられません。

こちらは終点の横市インターチェンジ付近を撮影したものです。起点と同様、今回の規

制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられません。

次に、規制強化に伴いまして、規制に適合しない広告物が生じた場合の経過措置について説明いたします。

経過措置とは、これまで適法に表示されていたのに、規制強化により、基準を満たせなくなった広告物や新たに許可を要することとなった広告物などに対して、一定期間は規制強化前の基準を適用し、猶予期間を設けることです。

今回御審議いただきます区間につきましては、現在のところ、このような広告物は確認されておりませんが、規制強化後の基準に適合しないこととなる広告物が新たに設置されるようであれば、経過措置期間中に禁止地域外への移設等など、必要な措置が取られるよう取り組んでまいります。

議案書のほうを御覧ください。「宮崎県屋外広告物審議会議案書」の1ページ目をめくっていただきまして、こちらが今御説明しました議案第1号の議案書になります。

左側が変更前、右側は変更後になります。今回、「宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等」なのですが、告示により、このように指定しているところがございます。今回、起点のところにつきまして、変更前は「横市インターチェンジ」となっているのですが、変更後に「乙房インターチェンジ」、終点につきましては、「現道との交点」となっていたんですが、名称を分かりやすくするため、「五十町インターチェンジ」に変更しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○**会長** ありがとうございます。事務局から第1号議案の御説明がございました。国道10号（都城志布志道路）の横市インターチェンジ、乙房インターチェンジ、五十町インターチェンジの起点・終点についての禁止地域等の変更でございますが、皆様から何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○**委員** ちょっと質問なんですけど、議案に直接的ではないんですけど、この現状内に、違反広告の看板等々、対象物件はなかったというのは、これはどういうふうに調査をされているんですか。

○**事務局** 都城土木事務所の職員が現場に行って確認しております。

○**委員** 一応目視で通りをずっと確認されて、500メートル幅をずっと確認されたと。

○**事務局** はい。

○**委員** もう1点、対象になるエリアの方々には、また文書か何かで御案内されるんです

か。要は規制が変わりますよね。

○事務局 これまでの過去の例からいうと、そこまでのお知らせといたしますか、住まわれている方々へのお知らせまではしていないところがございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。御意見、御質問ございませんね。

それでは、特に御異議がないようですので、議案第1号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。異議なしということで、承認することとし、その旨答申させていただきます。

次に、議案第2号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第2号議案「都城志布志道路に係る禁止地域の区間の変更」について説明いたします。

こちらは、同じく都城志布志道路の金御岳インターチェンジから鹿児島県の県境までの区間につきまして、第1号議案と内容は同じになりますが、現在、規制地域となっているものを禁止地域に指定するものです。

こちらが第2号議案の金御岳インターチェンジと鹿児島県境の部分を拡大したものです。下の破線のところが鹿児島県との県境になります。

こちらは現行の規制状況を色分けしたものです。

図の上のほうで旗揚げしている梅北インターチェンジから図の中ほどで旗揚げしております金御岳インターチェンジ間につきましては、これまで平成30年2月の開通に合わせ、薄い水色で着色しておりますが、既に第2種禁止地域に指定しております。

今回開通予定の金御岳インターチェンジから鹿児島県境間は、現在、第1種規制地域となっております。

こちらは今回提案させていただいている規制の変更案でございます。

金御岳インターチェンジから鹿児島県境間につきまして、少し濃い水色の枠で囲っている部分になりますが、今回の道路の開通に合わせまして、道路から500メートル以内の区域を第2種禁止地域として新しく指定するものであります。



こちらは現況の写真です。

起点の金御岳インターチェンジ付近を撮影したものです。第1号議案と同様に、今回の規制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられません。

こちらは終点の鹿児島県境付近を撮影したものです。起点と同様に、今回の規制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられません。

次に、規制強化に伴って、基準に適合しない広告物が生じた場合の経過措置について説明します。

先ほどと同じく、一定期間の猶予を設けることとしております。

議案書の次のページを御覧ください。こちらが今御説明しました県の議案書になります。

先ほどと同様になりますが、起点につきましては、左側、「現道との交差点（都城市梅北町地内）」となっていたのを「鹿児島県との境界」に変更しまして、終点につきましては、「県道都城東環状線との交点」となっていたのを、分かりやすい表現としまして「梅北インターチェンジ」に変更したいと考えております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。第2号議案の審議につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願います。

○委員 ちょっと単純な質問なんですけど、変更前と変更後で起点と終点が上下が入れ替わっていますが、どういう理由でそういうふうになっているんですか。

○事務局 起点は、現況が「現道との交点」です。「現道との交点」というのは、現在の金御岳インターチェンジのことを指しております。それが変更で「鹿児島県との県境」まで延びております。終点につきましては、変更前が「県道都城東環状線との交点」というのが「梅北インターチェンジ」になります。それが名称の変更だけなんですけど、梅北インターチェンジに変わっております。

申し訳ございません。私が説明した図面では、北側のほうが起点になっていまして、南側が終点になっており図面の記入が間違っております。もともとの告示文が南側が起点になっておりますので、これを正としまして、それを変更する形とさせていただきたいと思っております。

○委員 わかりました。

○会長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

○委員 ここはそれに該当するのかわからないので、ちょっと一般的にということで質問

なんですが、例えばトンネル等がある場合は、この区域というのはどういう扱いになるのでしょうか。

○事務局 トンネル等がありましても、同様な規制をかけさせていただいているところがございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほかよろしいですか。

○委員 この議案の左側が変更前で、右が変更後ですよね。今回の件は、変更前の第2種禁止地域だったのが、右が変更後で規制は変わらない。資料の見方が私が悪いのか、第2号議案も左側のページが変更前ですよね。もともと第2種禁止地域だったが、変更後も規制は変わらない。

○事務局 規制は変わらないんですが、追加した部分について、区間が延長した部分について、第2種に追加で規制させていただくという意味です。もともと第1種規制地域なんですが、そこがちょっとこれには表れてこないです。

○委員 この図面の中では、もともと白地というか、第1種規制だったのが変わるんですよね。

○事務局 はい。

○委員 この議案書の左に書いてある区分というのは何ですか。

○事務局 変更前の区分、第2種禁止地域としておりまして、変更後のほうも第2種禁止地域になっていることについての御質問だと思うのですが、こちら変更前というのが第2種禁止地域に指定する区間の規制でございまして、こちらが区間の改めての話になるのですが、梅北インターチェンジに該当する部分から、これまで金御岳インターチェンジ間、こちらだけを指定しているものでした。こちらを変更後改めまして、鹿児島県境から梅北インターチェンジまでという長い部分、これまで既に指定していた部分にまた新たに延びた部分を含めて、第2種禁止地域に指定しますよという変更方法となるところです。

○委員 区間が変わるので地域が変わる、分かりました。ありがとうございます。

○委員 すみません、また基本的なところで恐縮ですが、今回、先ほどの1号議案と今回の道路がつながっていますけれども、途中までが国道で、今議案になっているところは一般県道ということになっているということで、まずよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 資料を見させていただいて、こういう規制については、「高速道路、自動車専用道路の周囲における規制」とあるんですが、今回は、条例を見ると「道路」というふうに断面に書いてあるんですけれども、自動車専用道路ということに当たるんでしょうか。

○事務局 はい、自動車専用道路に当たります。

○委員 この国道あるいは県道——県道はたくさんあると思うのですがけれども、自動車専用道路だけでも、今回のような規制をしていない県道があるのか。そうだとすると、今回特に規制するという、景観の保全とか、風紀の維持ということが目的とありますけれども、特に一般県道の中で、ここの部分を規制する趣旨というのを、もし、あえてあれば教えていただきたいのですけれども。すみません、質問がわかりにくくて。逆に自動車専用道路はすべからくこの規制の対象になると考えていいのか。で、今回の県道がそれに当たるので規制を及ぼすというふうに理解したらいいのかということです。

○事務局 自動車専用道路はこのような規制をしてまして、それが今回一般県道だったということでございます。

○委員 分かりました。

○会長 そのほかございませんでしょうか。

それでは、第2号議案「県道都城志布志道路に係る禁止地域の区間の変更」につきまして御意見等ございませんか。特にないようでしたら、この議案第2号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長 ありがとうございます。異議なしということで、その旨答申させていただきます。

次に、議案第3号の審議に入ります。事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 第3号議案「都城志布志道路に係る禁止地域の区間の名称の変更」について説明いたします。こちらは過去の審議会で御審議いただき、既に規制の告示をしております区間になりますが、告示している文言、場所の名称を分かりやすく変更するものでございます。

具体的に申しますと、スライドの右側に記載しておりますが、起点につきましては、現在の告示文の表記が、「国道10号との交点」となっているところを「五十町インターチェンジ」に、同様に終点につきましては、「都城市梅北町1015番地1地先」を「梅北インターチェンジ」に、告示を見る方がより場所を特定しやすいように文言の修正をしております。なお、この変更は文言の修正のみで、規制の内容を変えるものではございません。

ん。議案第 3 号の告示分のほうを御覧ください。今御説明したとおり、文言のみの修正となっております。

以上で第 3 号議案の説明を終わります。

○**会長** ありがとうございます。第 3 号議案の「都城志布志道路に係る地域の区間の名称の変更について」ということですが、ただいま説明のありました報告事項につきまして、第 3 号議案について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。名称変更ということで五十町インターチェンジ、梅北インターチェンジにそれぞれなるということですが。

特に御意見、御質問がないようでしたら、議案第 3 号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**会長** ありがとうございます。それでは、その旨答申させていただきます。

次に、議案第 4 号の審議に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、第 4 号議案「国道 218 号高千穂日之影道路に係る禁止地域の区間の変更について」を説明いたします。

こちらは深角インターチェンジから平底交差点までの区間につきまして、こちらも先ほどの第 1 号、第 2 号議案と内容は同じになりますが、現在「規制地域」となっているものを「禁止地域」に指定するものでございます。

次に、国道 218 号高千穂日之影道路の位置でございますが、県の北部にありまして、だいたい色の範囲で示しております。この道路は、九州の西側を貫く九州縦貫自動車道と、九州の東側を貫く東九州自動車道を結ぶ九州中央自動車道の一部であり、この道路は九州の東西軸を強化することにより、九州の一体的な発展に貢献するため整備されております。

ここで、高千穂日之影道路の整備状況について説明いたします。

この道路は、高千穂町大字三田井から日之影町七折に至る延長 5.1 キロの自動車専用道路でございます。今回御審議いただきますのは、図の右側で赤色で旗揚げしております深角インターチェンジから平底交差点までの 2.3 キロの区間になります。こちらは現行の規制状況を色分けしたものです。図の左側に旗揚げしております起点の雲海橋交差点から終点の深角インターチェンジ間については、平成 30 年 11 月の開通に合わせ、既に第 2 種禁止地域に指定しております。来年（令和 3 年）開通予定の深角インターチェンジから平底交差点につきましては、現在、第 1 種規制地域となっております。

こちらは、今回御提案させていただいている規制の変更案についてです。深角インターチェンジから平底交差点間につきまして、少し濃い水色で囲っている部分になりますが、今回の道路の開通に合わせまして、道路から 500 メーター以内の区域を第 2 種禁止地域として新しく指定するものでございます。

こちらは現況の写真です。起点の深角インターチェンジ付近を撮影したものです。先ほど同様、今回の規制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられませんでした。

こちらは終点の平底交差点付近を撮影したものです。起点と同様に、今回の規制強化後、違反広告物となるような看板は見受けられません。

次に、基準に適合しない広告等の経過措置です。先ほどと同様でございますので、説明を省略させていただきます。

議案第 4 号のほうをごらんください。左のほうが変更前、日之影深角インターチェンジを今回、現道との交点、日之影町大字七折平底地内に変更したいと考えております。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

**○会長** ありがとうございます。第 4 号議案「国道 218 号高千穂日之影道路に係る地域の区間の変更」の御説明であります。この議案につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

**○委員** 先ほど質問があった内容と、トンネル部分も規制がかかるということで、多分これは前回もちょっと確認をさせていただいたと思うのですが、ちょっと記憶が曖昧で申し訳ないんですが、資料の 20 ページ、知事が指定する区域の中で、道路とか鉄道とかから展望することができる地域を規制をかけますよというように書いてあるんですが、トンネルってどういう扱いでかけることになったかというのをもう一回、すみません。確認のため。

**○事務局** 先ほどの回答の補足でもあるお話になるんですけども、今回、規制としましては、道路から幅 500 メーターと一律に便宜上、告示ではそういう記載になります。一方で、トンネルだとかそういった状況につきましては、トンネルなどによって実際に眺望ができない地域にあるものにつきましては規制の対象外と、個別に判断していくこととなります。この内容につきましては、建設省、現国土交通省のほうから回答が出ているものでして、読み上げますと、「自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし」というものになります。言ってしまえば、トンネルで見えない部分につきましては、告示の文言としては変わっているんですけども、実際には

規制はかからないという考えになります。

○委員 エリアとしては、規制の中には残るんですか。

○事務局 今回お出ししている規制というものが、こちらの御説明のために便宜上つくっているものでございまして、実際の規制は告示文、お手元の議案書第4号のこの「変更前、変更後」の文字だけになるんですけれども、ここではこの文言どおりですので、かかってきます。実際には規制をしないということになります。

○会長 この図面を見ると、インターチェンジ周辺でトンネルから外れているところはかかってくるということですね。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○会長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

それでは、特に御意見や御異議がないようでございますので、議案第4号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。それでは皆様、異議ないということで、その旨答申させていただきます。

今日の議案については4議案、以上のおりでございます。

続きまして、報告事項の説明を事務局をお願いいたします。

○事務局 それでは、これより報告事項について説明いたします。説明につきましては、前方スクリーンを使いながら行いますが、見えづらい場合は、お手元の資料3「報告事項説明資料」をごらんください。

報告事項1、「乗合自動車広告許可に係る許可・同意実績について」御報告いたします。

本県では平成20年10月から乗合自動車広告、いわゆるラッピングバス広告の許可制度を導入しております。広告のデザイン等について、よりよいデザインへ誘導を図るため、乗合自動車広告専門委員の制度を設けデザイン審査を行っております。現在は3名に専門委員として御就任いただき、御意見をいただきながら許可手続を行っているところですが、その許可・同意実績について御報告させていただきます。

それでは、個々の案件について御説明いたします。

まずは日産自動車株式会社の広告です。こちらは新規案件でございまして、県でデザイン審査を行いました。委員からは、背景が白色であることや、文字の量が少ないことは評

価できるという御意見や、車体の青色のラインに対してフレームの色に違和感を感じるため調和できるよう修正しては、といった御意見をいただきました。それに対して事業者としては、フレームの色については、コーポレートカラーを巻いたデザインとなっているため変更が難しいとのことで、デザイン審査後の変更はございませんでした。

次に、株式会社飯干商事の広告です。こちらは更新の案件であり、過去、新規申請の際にデザイン審査を行っております。今回、更新に当たりましてデザインに変更がないため、デザイン審査は行わずに更新を許可しております。

続きまして、宮崎県信用農業協同組合連合会（JA宮崎信連）の広告です。こちらにも更新の案件であり、新規申請の際にデザイン審査を行っております。今回もデザインに変更がないため、デザイン審査を行わずに更新を許可しております。

次に、県国民文化祭・障害者芸術文化祭課の広告です。こちらは新規案件でございます。県でデザイン審査を行いました。委員からは、ポスターデザインと統一されており、趣旨が分かりやすく、景観に配慮されていると感じるという御意見や、文字のバランスなどごちゃごちゃ感が気になるなどの御意見をいただきました。それに対して、事業者としては、ポスターと一貫したデザインとなっているため、変更が難しいとのことで、デザイン審査後の変更はございませんでした。

最後に、ワークステーションの広告です。こちらはコロナ禍による影響で実際に表示には至っていないものですが、新規案件として県でデザイン審査を行いましたので、この場で御報告させていただきます。委員からは、彩度の強さやグラデーション活用検討の必要性のほか、テールランプが赤系の色とかぶっており、安全面の配慮を要するなどの御意見を頂きました。こちらはデザイン審査実施後のものであります。頂いた御意見をもとに助言を行いましたところ、事業者からは、彩度を下げたり、グラデーションの活用により、またテールランプの視認性を上げたほか、文字を小さくしてバランス調整するなどの変更をいただきました。

報告事項についての説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま説明のありましたラッピングバス許可・同意実績一覧についての報告事項につきまして、皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○委員 この審査をさせていただいているんですけども、毎回思うのが、事業者さん、ちょっと改善をしたほうがいいんじゃないかという御提案をさせていただいて、やっぱり

コーポレートからだから変更できないとか、何かこの審査の強制力というのがないということ、あくまでアドバイスを、助言をして、検討していただくというスタンスで、ちょっと今、このデザイン審査というところの効果が非常に薄いというか弱いなというのをすごく感じています。あと、多分このテストシートに関して、景観配慮のテストシートも設けていただいているんですが、やっぱりちょっと曖昧なところがあったりとかいうところで、企業側も何かとりあえずチェックしておけばいいやというぐらいの感じで提出をされている感もあるのかなというのを、やっぱり見ながら感じる場所があるので、このあたりを今後何か検討できることがあれば、もう少し厳しくしていくのかどうなのかということ望むところです。

○会長 ありがとうございます。御返答がもしあればよろしく申し上げます。

○事務局 まず、このデザイン審査の強制力の話が出ましたので、こちらからお答えしたいと思います。強制力につきまして、屋外広告物条例では広告物の表示の制限や規格などを定めているところがございます、表示内容については規制の対象外としております。こちらはどうしても表現の自由との関係がとても大きいところがございますので、そのことに基づいて、表示内容については規制対象外としているところがございます。このため、どうしてもデザインについての助言等に強制力は持たせられないというのが実情でございます。

続きまして、要領など実際に助言する際の基準などにつきまして、今後ともバス事業者、広告主に御理解いただきながら、よりよいデザインに誘導できるよう働きかけ、改善検討を行っていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 今回初めて参加させていただきました。私は、今京都におりますが、京都に移って約8年なんですけれども、もともと福岡北九州市の小倉で半世紀以上おりましたので、拠点の小倉ということもあり、福岡県の景観審議会や屋外広告物の審議、アドバイザーをやってきましたし、県内の幾つかの市の、まだ現在もアドバイザーと審議会の委員をさせていただいております。それから宮崎県でも今、景観・まちづくりアドバイザーとして、多分10年になるかならないか、ずっと宮崎県にかかわらせていただいておりますし、日向市さんのほうでも景観アドバイザーをさせてもらっています。長く宮崎県各地でのいろんな景観の状況というのを見る機会に恵まれているという立場でございます。

実は、ちょっと参考までに申し上げさせていただきたいと思いましたが、私、ラッピ



ングバスのほうの審査は 100 台以上してしまっていて、実は福岡県の屋外広告物の取扱い方というのは、かなり厳しいものなんですね。対象となるのは、当然西鉄さんしかないので、西鉄バスさんなんですけれども、幾つかの基準として、拝見させてもらって、例えばワークステーションのようなこういう表示というのはもうアウトなんです。それは彩度が高い、グラデーションしようがどうしようが、赤や緑を使うということ自体がアウトです。それと人物とか写真を入れることもアウトです。それから、文字が小さいのもアウトです。すごく厳しいんです。それは強制力がないとかそういうことじゃなくて、やっぱり話し合いとか、こちらがどうしたいということを県として持たなければ、結局曖昧なまま終わってしまうという状況が繰り返されてきた中で、これは委員の先生方も、それから専門家の方の意見も、いろいろ議論する中で、やっぱりそれは福岡市さんも厳しいんです。それは連動してないといけないことなんです。今言ったワークステーションのものなんかは、もうはなからこれは突き返される内容で、そのやり方としては、我々のところに案として上がってきた時点で、デザイン全体の問題と、色の問題と、それから市民の皆さんに与える影響とか、あるいはドライバーである運転手さんとかそういう人たちに対する影響がどうなのか、危険性はないのかどうかみたいなことを、いろんな視点から皆それぞれ意見をまとめまして、事業者に対して、それで一度で済む場合もあれば、二、三度やり取りして、最終的にこれでよかろうと思われた時点で、委員のこういう場で、事業者さんが見えになられて、プレゼンするみたいな形で、ここまでやりましたというのをやって、そこでいいかどうかというのを協議するというほど結構手間暇かけ、厳しくチェックするというようなやり方をやってきています。私、平成 27 年まで委員でしたから、今違いますけれども、それはすごく効果があって、やはり鮮やかなものはありませんし、著しく品位のないものはだめだというふうなところの、美に対する基準というのは非常に難しいかもしれませんが、ある程度、曖昧模糊としたものじゃなくて、もうちょっと基準を決めないと、例えば文字がごちゃごちゃしているという委員からの意見があるけど、これもアウトです。これはやっぱり運転していてぱっと見て視認できるものはいいけど、読まないといけないものは危ないというふうに判断するんですね。だから、そこら辺をもう少し明文化するというか、内々であっても、条例としての枠組み、詰めが難しくても、こういうふうにしたいからという持っていく方向性を見せない限り美しくはならないんじゃないかなというのは、今日、この御報告を聞いていてそう感じた次第です。今後、どうされるかというのを何かもう少し具体的にされたらいいんじゃないかなというふうに感じまし

た。長くなりましたけど、以上です。

○会長 ありがとうございます。福岡県のラッピングバス基準が厳しいということと、これは安全性ってすごく大事ですよ。ドライバーから見てあまりにも屋外広告でなければいい情報があったり、今後もし電子情報なんかで動画をやるような広告物があればアウトですよ。みんな注視しますよ。やっぱりドライバーはあくまでも前方に集中して運転してもらわないといかんという観点もあるので、あんまり周りのものが時間がかかって見るようなものは確かに危ないですよ。

○委員 そうですね。だから福岡なんかめんたいこが多いじゃないですか。めんたい屋さんはもうかっているから、広告が多いんですけど、めんたいの写真をぼんと載せた案が出てきたときに、みんな驚きました。それもアウト。直接的なイメージはだめということになっています。もう少しデザインの工夫をして、デザインのレベルを上げていくということが大事だと思うし、例えば、これはポスターだから仕方がないだろうなというのはいり得ないんですよ。やっぱりこれはこれで単体としての価値とか意味とかいうものは大切なことなので、ドライバーに対しての安全面とか、よりよいものをつくることとその美しさに寄与しますし、だから、そこら辺、何かもうちょっと工夫が必要かなと思いました。

○会長 ありがとうございます。事務局、お答えをお願いします。

○事務局 ただいま委員から御意見をいただきまして、私も4月から参って、実際ラッピング審査とかは携わってないんですけども、平成20年に事務要領とかガイドラインとかができているということで、それなりに歴史を重ねてきているとは思いますが、おっしゃるように、他県でのそういった取組も御紹介いただきましたし、目的とする安全性とか美観とか景観とか、そういったものに対して、事務局としては、アップデートしていきながら、よりよいものを目指そうということについては、これから取り組む必要があると改めて思いましたので、もうしばらく時間はかかるかもしれませんが、少しずつでも改善させていきたいと思えます。またこれからも御意見、御指導をいただければ幸いです。以上です。

○会長 ありがとうございます。これは報告事項で審議することでもないんですが、今後の検討の方向性ということで大変貴重な御意見だったと思えます。

そのほか御意見等ございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○会長 それでは意見も出尽くしたようでございますので、本日の議事は全て終了させて

いただきます。議事進行に熱心に御協力いただきましたことを心よりお礼申し上げます。

それでは事務局にお返しいたします。

○事務局 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様、本日はお忙しい中、大変貴重な御意見、御審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして宮崎県屋外広告物審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前 11 時 9 分閉会